

(議案補充説明)

1 議案第 127 号 工事請負契約の変更について

(桑名市五反田事案恒久対策 (分-3) 工事)

議案番号 第 1 2 7 号 工事請負契約の変更について	
工事名	桑名市五反田事案恒久対策 (分-3) 工事
施工場所	桑名市五反田地内
契約金額	変更前 3,499,486,200 円 (消費税等含む) 変更後 3,591,353,160 円 (消費税等含む)
請負者 住所氏名	津市丸之内 24 番 16 号 大成・中村・河建特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社三重営業所 所長 雑賀 俊宏
契約工期	平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u>
廃棄物等掘削撤去工	労務費単価等の上昇による、工事請負契約書の
掘削工 V=28,900 m ³	インフレスライド条項の規定に基づく増額。
土留鋼管矢板打込 N=246 本	
選別工 V=16,683 m ³	
遮水壁補強工	
オールケーシング N=138 本	
鋼矢板打込 N=266 枚	
周辺環境・作業環境対策工 1 式	
復旧工 1 式	
契約方法	随意契約

1 「平成30年版成果レポート（案）」について

1 環境生活部の主担当施策

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（平成28年度～平成31年度）」における環境生活部の主担当施策は、次表のとおりです。

平成29年度の取組成果や平成30年度の取組方向等を記載した「平成30年版成果レポート（案）」については、環境生活部の主担当施策を抜粋し、別冊1にまとめています。

なお、各施策の進展度については、県民指標や活動指標の達成状況等をふまえ、9施策を「B ある程度進んだ」、1施策を「A 進んだ」と評価しています。

【表1】環境生活部の主担当施策

	施策名	進展度	別冊頁
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	B	1
143	消費生活の安全の確保	B	5
151	地球温暖化対策の推進	B	9
152	廃棄物総合対策の推進	B	13
154	大気・水環境の保全	B	17
211	人権が尊重される社会づくり	B	21
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	B	25
213	多文化共生社会づくり	B	29
228	文化と生涯学習の振興	B	33
255	協創のネットワークづくり	A	37

2 目標値の上方修正

基本事業21203の活動指標（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計））については、平成29年度実績値が494団体となり、第二次行動計画の最終年度である平成31年度の目標値を上回りました。

引き続き、策定団体数が増加するよう取組を推進していくため、平成30年度および平成31年度の目標値を次表のとおり上方修正します。

【表2】基本事業21203の目標値

	平成30年度 目標値	平成31年度 目標値
修正前	469団体	487団体
修正後	513団体	531団体

2 犯罪被害者等支援について

1 県の犯罪被害者等支援の現状

県では、平成16年12月に制定された「犯罪被害者等基本法」や国の基本計画に基づき、知事部局及び警察本部において犯罪被害者等（※）支援の各種取組を行っています。

（※）犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（犯罪被害者等基本法第2条定義から抜粋。）

（1）県民の皆さんの理解促進や関係機関等との情報共有

- ・「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づく、「安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」（通称：庁内会議）や「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」（通称：担当者会議）の開催
- ・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の重点テーマの一つとして「犯罪被害者等支援策を充実させる」を設定
- ・関係機関の各種支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」（冊子）の発行
- ・警察本部および公益社団法人「みえ犯罪被害者総合支援センター」（警察本部所管）による「犯罪被害者支援を考える集い」の開催（三重県共催）

（2）犯罪被害者等に対する支援活動

- ・「みえ犯罪被害者総合支援センター」における、犯罪被害者等からの相談の受付、日常生活の支援、医療機関や警察、裁判所等への付添支援など
- ・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（環境生活部所管）における、性犯罪・性暴力被害に特化した相談の受付、日常生活の支援、付添支援など

2 犯罪被害者等支援に係る主な課題

これまでに把握した主な課題は次のとおりです。

- ・生活再建のための支援
- ・精神的被害の回復
- ・潜在化する犯罪被害への対応
- ・犯罪被害者等支援に係る県民等の理解の促進
- ・周囲の無理解に起因する二次被害の防止
- ・警察、市町、医療機関等関係機関とのさらなる連携強化
- ・専門的人材の育成、配置 など

3 今後の取組

以上の課題等をふまえ、県民の理解促進とともに、犯罪被害者等の皆さんへの支援体制や取組を充実させるため、条例制定に向け、関係機関や有識者等から広くご意見をお聞きするなど調査・検討を進めていきます。

参考 都道府県における犯罪被害者等支援条例の調査結果について

- 都道府県における犯罪被害者等支援条例の制定状況
 - ・ 犯罪被害者支援条例【単独型】制定 14 道県
 - ・ 安全安心まちづくり条例等への条文整備【盛り込み型】制定 17 府県
 - ・ 制定なし 16 都府県

- 他道府県条例の基本的な構成
 - ・ 犯罪被害者等に寄り添った支援の充実
 - ・ 県民の皆さんをはじめ、教育・医療現場等の理解の促進
 - ・ 警察をはじめ、国・市町等との連携強化

犯罪被害者等支援条例制定状況一覧

都道府県における犯罪被害者支援施策に関する調査結果(H30.4時点修正 ぐらし・交通安全課)

	都道府県名	単独	盛り込み	未制定	条例名	制定年	市区町村数 ※	市区町村における 条例の制定状況 ※ (平成29年4月1日現在)	
犯罪被害者支援に特化した条例を制定	北海道	○			北海道犯罪被害者等支援条例	H30.3	178	174	97.8%
	宮城	○			宮城県犯罪被害者支援条例	H15.12	34	0	0.0%
	秋田	○			秋田県犯罪被害者等支援条例	H25.3	25	25	100.0%
	山形	○			山形県犯罪被害者支援条例	H22.3	35	0	0.0%
	埼玉	○	(注)		埼玉県犯罪被害者支援条例	H30.4	62	3	4.8%
	神奈川	○			神奈川県犯罪被害者等支援条例	H21.3	30	4	13.3%
	富山	○			富山県犯罪被害者等支援条例	H28.12	15	1	6.7%
	静岡	○			静岡県犯罪被害者等支援条例	H26.12	33	1	3.0%
	滋賀	○			滋賀県犯罪被害者等支援条例	H30.3	19	18	94.7%
	奈良	○			奈良県犯罪被害者等支援条例	H28.3	39	6	15.4%
	岡山	○			岡山県犯罪被害者等支援条例	H23.3	26	26	100.0%
	福岡	○			福岡県犯罪被害者等支援条例	H30.3	58	1	1.7%
	佐賀	○	(注)		佐賀県犯罪被害者等支援条例	H29.3	20	18	90.0%
	大分	○			大分県犯罪被害者等支援条例	H29.12	18	0	0.0%
犯罪被害者支援の項目が盛り込まれた条例を制定	岩手		○		岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H19.3	33	0	0.0%
	福島		○		福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	H20.12	59	0	0.0%
	茨城		○		茨城県安全なまちづくり条例	H15.3	44	7	15.9%
	栃木		○		栃木県安全で安心なまちづくり推進条例	H17.3	25	0	0.0%
	千葉		○		千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例	H16.3	53	6	11.3%
	新潟		○		新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H17.7	29	15	51.7%
	山梨		○		山梨県安全・安心なまちづくり条例	H17.3	27	11	40.7%
	岐阜		○		岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	H20.3	42	2	4.8%
	愛知		○		愛知県安全なまちづくり条例	H16.3	53	5	9.4%
	京都		○		京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	H16.12	25	25	100.0%
	兵庫		○		地域安全まちづくり条例	H18.4	40	21	52.5%
	和歌山		○		和歌山県安全安心まちづくり条例	H18.3	30	1	3.3%
	鳥取		○		鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例	H20.6	19	0	0.0%
	島根		○		島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H18.7	19	0	0.0%
	香川		○		香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	H17.10	17	0	0.0%
	愛媛		○		愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例	H25.3	20	0	0.0%
沖縄		○		ちゅらうちな一安全なまちづくり条例	H15.12	41	0	0.0%	
条例未制定	青森			○			40	0	0.0%
	群馬			○			35	0	0.0%
	東京			○			62	4	6.5%
	石川			○			19	15	78.9%
	福井			○			17	2	11.8%
	長野			○			77	0	0.0%
	三重			○			29	0	0.0%
	大阪			○			41	4	9.8%
	広島			○			22	6	27.3%
	山口			○			19	6	31.6%
	徳島			○			24	0	0.0%
	高知			○			34	0	0.0%
	長崎			○			21	0	0.0%
	熊本			○			44	3	6.8%
	宮崎			○			26	0	0.0%
	鹿児島			○			43	0	0.0%
合計	14	17	16				1,721	410	23.8%

※市区町村データについては、警察庁ホームページから引用

(注)埼玉・佐賀は安全・安心なまちづくりに係る条例にも盛り込んでいる。

3 RDF焼却・発電事業について

1 三重県RDF運営協議会における検討状況

RDF焼却・発電事業については、事業期間を2021年3月末までとしています。昨年、三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）の総務運営部会（以下「部会」という。）において、新たなごみ処理体制の準備を進めていた桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が当初の計画から15か月短縮され、来年12月末となるとともに、同施設の試運転のため同年9月に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了する予定である旨の報告がありました。

これを受けて、協議会ではこれまで部会を9回開催し、RDF焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を行っています。

具体的には、関係市町がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に移行するにあたり課題となる、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保や、現在の処理費用とコスト比較などの検討を行い、桑名広域清掃事業組合がRDFの搬入終了を予定する来年9月を軸に、事業終了時期を前倒しすることについて検討を進めています。

2 新たなごみ処理体制の整備に向けた県の対応

RDF焼却・発電事業については、県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであると考えています。

これまで県においては、事業終了後の市町のごみ処理体制構築に向けて、関係市町が設置した検討会等への参画や、市町間の調整等を行っているところです。

今後、RDF構成団体が事業終了を協議するにあたり、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討していくこととします。

3 今後の取組方向

協議会において関係市町と十分な協議を行うとともに、関係部局と連携していきます。

また、事業終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、県として、しっかりと役割を果たしていきます。

<参考>市町等における検討状況

(1) 桑名広域清掃事業組合

桑名市、木曾岬町、東員町の3市町の枠組みで、新ごみ処理施設整備の準備が進められ、設計・建設業務と20年間の管理運営業務とを一括した契約が昨年5月に締結されました。

また、落札者の提案により整備期間を当初の計画から15か月短縮し、本年2月に着工されています。

(2) 伊賀市

2014年3月、同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」からの答申に基づき、ごみ処理の広域化実現までの一時的なごみの処理方法として、民間処理する方針が示されています。

(3) 香肌奥伊勢資源化広域連合

多気町、大台町、大紀町の3町の枠組みで、ごみ処理の方向性について検討が行われ、概ね10年間を目途に民間処理する方針が示されています。

(4) 紀北町

ごみを安定的に処理できる方策について、検討が進められています。

(5) 南牟婁清掃施設組合

ごみを安定的に処理できる方策について、検討が進められています。

なお、紀北町、南牟婁清掃施設組合については、尾鷲市を含めた5市町で、ごみ処理の広域化を前向きに検討していくことが確認されています。

また、尾鷲市は、本年5月11日、尾鷲三田火力発電所構内の一部について、広域ごみ処理施設の建設予定地として整備を進めることに関して、中部電力株式会社に協議の開始を申し入れ、同年5月17日、承諾するとの回答がありました。

今後、2023年度中の稼働を目標にして、広域ごみ処理施設の建設に向けての準備が進められていく予定です。

4 三重県認定リサイクル製品の認定および県の購入・使用の状況等について

1 「三重県リサイクル製品利用推進条例」の概要

(1) 目的

「三重県リサイクル製品利用推進条例」(平成13年3月制定)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

(2) 県の役割

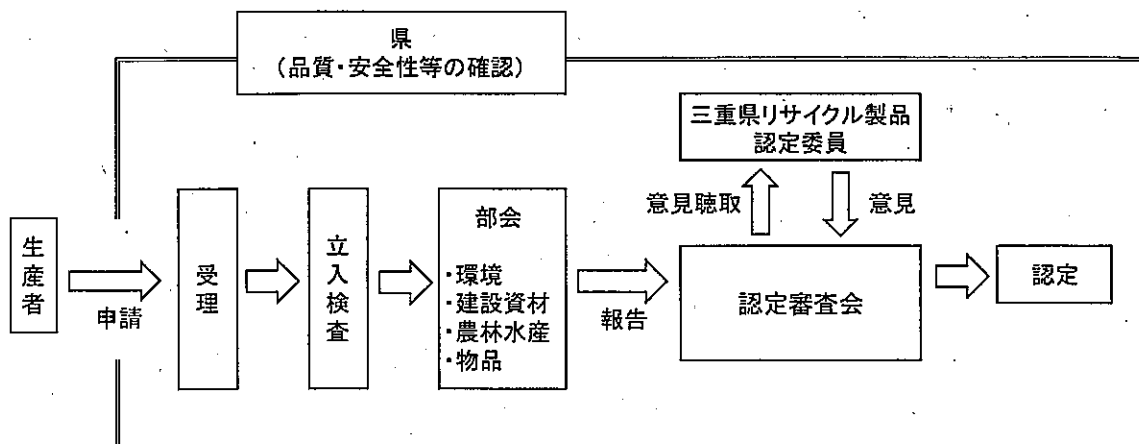
県は、条例に掲げる品質および安全性の基準等によりリサイクル製品を認定し、その基準の遵守状況について定期的に確認します。また、県が行う工事または物品の調達において、認定リサイクル製品を優先的に使用または購入するとともに、広報・啓発を行うことにより、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ります。

(3) 認定までの流れ

リサイクル製品の認定にあたっては、品質や安全性等について「三重県リサイクル製品認定委員」に意見聴取し、認定基準に適合した製品をリサイクル製品として認定します。

なお、製品認定の有効期間は5年としています。

<リサイクル製品認定フロー>



2 平成29年度の取組状況

(1) 認定

平成29年度は、リサイクル製品13製品(新規3、更新10)を認定しました。

平成29年度末現在の認定リサイクル製品は、70製品となっています。

リサイクル製品認定状況(各年度末現在)

(単位：製品)

	建設資材	農業資材	環境資材	物品	合計
	(改良土、コンクリート二次製品等)	(肥料)	(工事中看板等)	(防球ネット)	(認定生産者数)
平成29年度	61	1	6	2	70 (42)
平成28年度	64	1	6	2	73 (41)
平成27年度	72	1	7	2	82 (45)
平成26年度	73	1	7	2	83 (47)
平成25年度	67	1	8	2	78 (50)

(2) 品質及び安全性の確認

認定リサイクル製品の品質および安全性については、リサイクル製品の認定時、および認定生産者から年1回報告される認定基準適合状況報告書、並びに立入検査により確認しました。

平成29年度は、29認定生産者(48製品)に対して延べ41回の立入検査を実施し、認定リサイクル製品(33製品)を収去・分析することで安全性を確認したところ、認定基準を超過する製品はありませんでした。

(3) 県の購入・使用

平成 29 年度の県発注公共工事等での認定リサイクル製品の購入・使用実績は、約 6 億 3,500 万円でした。

県の購入・使用状況

(単位：千円)

	建設資材	農業資材	環境資材	物品	合 計
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(肥料)	(工事中看板等)	(防球ネット)	
平成29年度	632,618	0	803	1,318	634,739
平成28年度	661,481	0	109	0	661,590
平成27年度	676,125	0	0	0	676,125
平成26年度	721,661	0	130	0	721,791
平成25年度	1,134,550	0	280		1,134,830

(4) 利用の推進

認定リサイクル製品については、県ホームページへの掲載やパンフレット配布等により PR を行いました。

また、公共工事を発注する県の地域機関等を対象とした研修会において、認定リサイクル製品の紹介や、用途に応じた認定リサイクル製品の有無を発注前に確認できるチェックリストの説明を行うなど、県での購入・使用が進むよう努めました。

3 今後の対応

リサイクル製品の認定にあたっては、今後も認定基準に照らして厳格に審査を行うとともに、認定生産者等に対して、立入検査を随時実施するなどして、認定リサイクル製品の品質および安全性を確保していきます。

また、認定リサイクル製品の PR を引き続き行うことにより、その認知度を高め、県や市町の公共工事等における利用を推進します。

5 各種審議会等の審議状況について

(平成30年2月19日～平成30年6月3日)

1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成30年3月16日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 二井 睦 他7名
4 諮問事項	幼稚園の廃止認可について
5 調査審議結果	幼稚園の廃止認可について審議され、4件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成30年3月14日
3 委員	会 長 井村 正勝 副会長 岸 葉子 委 員 高屋 充子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度事業の進捗状況および平成30年度事業等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成30年6月26日

3 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成30年2月27日
3 委員	会 長 岡野 友彦 副会長 吉田 悦之 委 員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度事業の進捗状況および平成30年度事業等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成30年7月頃

4 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成30年5月25日
3 委員	会 長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委 員 上山 千秋 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の平成29年度実施状況の評価の実施方法等について検討が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定： 平成30年7月から10月に、各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施する予定。